

次期いばらき電子申請・届出サービス提供業務の公募に関する説明書

次期いばらき電子申請・届出サービス提供業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「公募型プロポーザル」という。）の要件、手続、審査等の内容については、以下のとおりとする。

1 業務名

いばらき電子申請・届出サービス提供業務

2 業務内容

- (1) 次期いばらき電子申請・届出サービス構築業務
- (2) 次期いばらき電子申請・届出サービス提供業務
- (3) その他この業務の遂行に必要な業務

3 契約期間

契約締結の日から令和11年9月30日（日）までとする。ただし、サービス提供開始は令和6年10月1日（火）を予定する。

4 成果物

上記2の業務内容に対応する成果品をサービス提供料金支払いの都度提出することとするが、具体的な帳票等の名称及び部数等詳細については、契約の相手方と調整のうえ決定する。

5 留意事項

- (1) 本業務における契約書（案）は別紙1（いばらき電子申請・届出サービス利用契約書の案）のとおり。
- (2) 本業務の履行に必要な管理経費、旅費・交通費その他の一切の費用は、受託者の負担とする。

6 問い合わせ先等

- (1) 住所 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県企画部情報システム課内
- (2) 担当 茨城県市町村共同システム整備運営協議会事務局
- (3) 電話 029-301-2546 FAX 029-301-2598
- (4) 電子メール joho4@pref.ibaraki.lg.jp

7 契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に準ずる。

8 プロポーザル提出者の要件（参加表明書の提出者に要求される資格要件）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県及び県内市町村の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有する者であつて、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20（コンピュータ関連サービス）に登録されている者であること。

ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準（県内市町村における指名停止基準等を含む。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室調度担当

電話 029-301-4875

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 都道府県又は市区町村（これらを構成員とする団体を含む。）での電子申請・届出サービスの構築及び運用管理業務を受託した経験を有する者であること。

9 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

参加表明書（様式第1号）を下記(2)の提出先に電子メールで提出すること。

(2) 提出先

上記6の問い合わせ先等に同じ。

(3) 提出期限

令和5年10月23日（月）午後5時必着とする。

10 プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

下記11(1)の書類を下記(2)の提出先に電子メールで提出すること。

(2) 提出先

上記6の問い合わせ先に同じ。

(3) 提出期限

令和5年10月27日（金）必着とする。

11 プロポーザルの作成要領等

(1) 提出する書類

プロポーザル提出書（様式第2号）

プロポーザルの提出先に要求される資格要件に係る申立書（様式第3号）

プロポーザル（技術提案書）（様式第4号及び様式第4号別紙様式）

いばらき電子申請・届出サービス機能要件適合表（別紙3）

ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策（物理的・技術的対策）の準拠状況確認表（別紙2別表）

データセンター要件確認表（別紙2別表）

(2) 書式等

プロポーザル（技術提案書）（様式第4号及び様式第4号別紙様式）については、次のとおりとする。

- ・ 表紙及び目次を作成し、ページ番号を付すること。
- ・ 様式第4号による表紙を最前部とし、様式第4号別紙様式を最後部とし、これ以外は様式の定めはないので、任意に作成すること。
- ・ 50ページ以内（表紙、目次はこれに含まない。）で作成すること。
- ・ なお、プロポーザル（技術提案書）に加えて、30分以内のプレゼンテーション動画を作成し、動画をインターネット上で閲覧できるようにした上で、当該動画URLをプロポーザルに記載することも可能であること。

(3) 記載内容の補足

プロポーザル（技術提案書）（様式第4号及び別紙様式）の作成にあたっては、いばらき電子申請・届出サービス提供業務仕様書（別紙2）、いばらき電子申請・届出サービス機能要件適合表（別紙3）、ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策（物理的・技術的対策）の準拠状況確認表（別紙2別表）、データセンター要件確認表（別紙2別表）、サービスレベル合意書（別紙2別表）及びプロポーザル評価基準（別紙4）をふまえて、提案内容を具体的かつ簡潔に作成すること。また、企画提案を補足するため、必要なイラスト、イメージ図等を使用しても構わない。

12 プロポーザル評価方法

(1) プロポーザル評価基準（別紙4）に記載の評価方法により採用するプロポーザルを決定する。

(2) プロポーザルが最適業者と選定された者に対して採用通知書（様式第6号）により通知する。

なお、最適業者と選定された者は、令和6年10月1日までに契約を締結することとする。また、サービス利用開始日にサービス提供ができるよう作業を進めることとする。

(3) プロポーザルが選定されなかった者に対して不採用通知書（様式第7号）により通知する。

なお、不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により茨城県市町村共同システム整備運営協議会会長に対して、不採用の理由についての説明を求められるものとする。

13 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

プロポーザルを提出しようとする者が、いばらき電子申請・届出サービス提供業務に係る質疑書（様式第5号）を作成し、電子メールで上記6の問い合わせ先等に提出するものとする。

(2) 質疑受付期間

令和5年10月6日（金）から令和5年10月18日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年10月20日（金）までに電子メールにより回答する。

14 留意事項

(1) 業務上の留意事項

上記8のプロポーザル提出者の要件に違反等があった場合は、契約の一部又は全部を解除し、サービス利用料を支払わないこと、若しくは既に支払っているサービス利用料の一部又は全部を返還させるとともに、損害賠償を求めることがあるため、十分留意すること。

(2) サービス利用料の支払方法

四半期終了ごとにサービス提供を行った月のサービス利用料を支払うものとする。なお、サービス利用料には、システム整備等構築に係る費用を加えた額（毎月の加算額は契約の相手方と調整のうえ決定する。）とする。ただし、サービス利用料にシステム整備等構築に係る費用が含まれる場合はこの限りでない。

15 業務の規模

(1) 本業務の規模は、5年間の総額で152,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）以下とする。

なお、この金額は、予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格はこれを下回る場合があることを留意すること。

(2) 見積額は、提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳は、プロポーザル（技術提案書）（様式第4号別紙様式）に記載するものとする。

16 失格事項

次の各号いずれかに該当した場合は、参加者を失格とする。

(1) プロポーザルの提出が提出期間外に行われた場合

(2) プロポーザルに虚偽の記載をした場合

(3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

17 提出書類の扱い

(1) 提出されたプロポーザルは返却しないものとする。

(2) 提出されたプロポーザルは、提出者に無断で使用しないものとする。

18 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) プロポーザル又は参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、書面により速やかに上記6の問い合わせ先等へ通知すること。
- (4) プロポーザルの提案内容に基づき選考するが、提案内容そのまま契約するとは限らない。
また、契約金額については、仕様確定後、提案の見積額以内で別途決定する。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た協議会の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。
- (6) プロポーザルに記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (7) プロポーザルは書面にて実施する。
- (8) 提出されたプロポーザルについて、茨城県市町村共同システム整備運営協議会より質問した場合は、速やかに回答すること。